

令和5年度

結婚おめでとう!



南アルプス市結婚新生活支援事業

南アルプス市では、少子化対策及び子育てしやすいまちづくりを推進し、人口減少に歯止めをかけるため、新婚世帯に対して結婚に伴う新生活費用を支援します!

補助金額 世帯当たり最大 30 万円
(夫婦ともに 29 歳以下の場合、最大 60 万円)
対 象 令和5年3月1日以降に婚姻した夫婦
(所得及び年齢要件があり)
申請期限 令和6年2月29日まで

詳細は裏面をご確認ください

南アルプス市結婚新生活支援事業について

補助金の額 1世帯当たり最大30万円 (夫婦ともに29歳以下の場合、最大60万円)

対象となる費用

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払いをした住居費及び引越費用

○住居費 住宅の取得費、改修費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の費用を合計した金額

○引越費用 引越業者又は運送業者への支払いをした引越に係る費用

※勤務先から住居手当が支給されている場合は、住居費から差し引きます。

対象になる条件 次の全てに該当する場合に補助金の交付対象となります。

■対象となるかた

- 1 令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- 2 夫婦の合計所得が500万円未満であること。
注) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を合計所得から控除します。
- 3 婚姻日において、夫婦のいずれもが39歳以下であること。
- 4 申請時に少なくとも夫婦の一方が入居する住居を住民票の住所としていること。
- 5 入居する住居が南アルプス市にあること。
- 6 公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- 7 夫婦のいずれもが市町村税等を滞納していないこと。
- 8 夫婦のいずれもが暴力団員でないこと。
- 9 過去に夫婦の双方又は一方が内閣府の定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱及び地域少子化対策重点促進事業実施要領に関する補助を受けていないこと。
- 10 夫婦の双方又は一方が補助金の交付を受けた日から、5年以上市内に定住する意思があること。

手続きの流れ ※交付申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

- 1 【申請】 次の申請書類を市役所ふるさと振興課へ提出する。(申請者の判子(認印)をお持ちください。)

≪申請時必要書類≫

- ① 南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - ② 婚姻後の戸籍謄本(全部事項証明書)又は婚姻届受理証明書
 - ③ 世帯全員の住民票の写し(本籍・筆頭者、世帯主・続柄が記載されたもの)
 - ④ 前年の所得が確認できる所得証明書【ご夫婦分】
(前年の所得が記載された所得証明書が取得できない期間については前々年のもの)
 - ⑤ 契約書の写し
【建売の場合】 売買契約書 【新築または改修の場合】 工事請負契約書またはこれに相当するもの
【賃貸の場合】 賃貸借契約書
 - ⑥ 市税等の滞納のない証明書【ご夫婦分】(納税証明書等)
 - ⑦ 住居費及び引越費用の領収書の写しなど支払ったことが分かる書類
- ※②については、南アルプス市に婚姻後の夫婦の本籍がある場合、
③については、申請時点で夫婦共に本市に住所を有している場合、
④、⑥については、令和5年1月1日に夫婦ともに本市に住所を有している場合は提出不要です。
- ⑧ 住宅手当支給証明書(様式第2号)

勤務先にて住居手当支給の有無を証明してもらってください。無職の場合は提出不要です。

※無職の場合は「無職・無収入申立書兼誓約書」の記入が必要になります。

※次の場合に該当する場合は、対象の必要資料も添付してください。

貸与型奨学金の支払いを行っている場合 : 年間返済額が分かる書類の写し

- 2 【審査】 市が申請内容を審査し交付の決定をした場合、「交付決定通知書」が送付される。

- 3 【請求】 「交付決定通知書」を受領後、「補助金請求書」等、次の必要書類を提出する。

≪請求時必要書類≫

- ① 南アルプス市結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第6号)
- ② 振込先が分かる通帳等の写し

※補助金の交付は、予算の範囲内となります。

対象のかたは、申請の準備が整いましたらお早めに申請をしてください。

お問い合わせ先

南アルプス市役所ふるさと振興課

移住・定住担当

電話 055-282-6073



南アルプス
ユネスコエコパーク
南アルプス市は、自然と共生した
まちづくりを進めています。